



第5回 番号制度に係る地方税務システム検討会 資料

地方団体へのヒアリング結果のご紹介 (都道府県の報告)

(番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究)

平成24年3月21日

大和総研ビジネス・イノベーション

Daiwa Institute of Research Business Innovation

地方団体へのヒアリング結果のご紹介 (1/3)

1 ヒアリング調査の概要

本ヒアリング調査では、調査研究で実施したアンケート調査の実地調査並びに番号制度導入の影響調査として、現行の個人特定作業等の作業内容、作業手順を確認するとともに、費用便益分析に必要な基礎資料の収集として、個人特定が困難なケースの割合やその作業時間等を聴取した。

ここでは、住民数(地方団体の規模)、利用システムの態様等を勘案して抽出された地方団体7団体のうち、都道府県2か所の地方団体について、ヒアリング調査結果の一部をご紹介します。

主なヒアリング項目

- 宛名管理（個人、法人）の現状
宛名管理の統一性、税目別個別システムの宛名管理、基本情報の整備状況（個人の基本4情報を保有しているか、氏名と住所のみかなど）、事業所の保有・管理状況など
- 宛名情報の変更等の捕捉、不着返戻があった場合の情報収集・整備方法
- 自動車二税等の課税資料作成処理における個人特定作業、法人特定作業の具体的な作業内容、それぞれの作業時間、特定が困難なケースのおよその発生割合、特定できなかった場合の調査内容
- 個人事業税等の申告書の個人特定作業の具体的な内容、作業フロー（作業手順）と、それぞれの作業時間、特定が困難なケースのおよその発生割合、特定できなかった場合の調査内容
- 法人二税等の法人特定作業の具体的な内容、作業フロー（作業手順）と、それぞれの作業時間、特定が困難なケースのおよその発生割合、特定できなかった場合の調査内容
- 不動産取得税の課税資料作成処理における市町村との情報のやり取り、登記所（法務省）での閲覧・転記、それらの具体的な作業内容、作業フロー（作業手順）と、それぞれの作業の作業時間
- 納付書の不着返戻のおよその発生割合
- 他の行政機関からの税情報照会について、提供先機関、提供情報
- 他の行政機関への税情報照会について、照会先機関、照会情報
- 管区国税局との情報のやり取りと税務署が管理する整理番号の利用状況 など

No.	住民数	団体区分	ヒアリング実施日	課税管理システムの類型	備考
1	200万人超	都道府県	平成24年2月23日	オープン系サーバー独自開発 (2011年7月導入)	<ul style="list-style-type: none">• 統一性の高い宛名管理がなされている。• 更改前は税目別の独自サブシステムで構成。• 元々自動車税のシステムから開始し、少しずつ税目を増やす経緯でシステム化（基本的に一からシステム化）• 県内の住民については、条例に基づき住基ネットの地方税務での利用がなされている。
2	200万人以下	都道府県	平成24年3月13日	汎用機系一独自開発 (1997年4月導入)	<ul style="list-style-type: none">• 税目別個別で宛名管理がなされている。収滞納管理も宛名管理は別となっている。(宛名管理の統一性の程度が低位)• 県内の住民については、条例に基づき住基ネットの地方税務での利用がなされている。

2 個人特定作業

(1) 課税資料作成処理における個人特定作業

個人事業税

- ・ 所得税確定申告書の情報を課税管理システムのデータと突合を行う(システム一括処理)。この突合には、「税務署が管理する整理番号」と「利用者識別番号」(国税連携でのキー)が利用されている。システム突合できないデータの割合は、1割未満。
条例で住基ネットが利用できる都道府県は、都道府県内の者については、住基ネットで住所の確認を行なう。

不動産取得税

- ・ 原始取得と継承の場合で異なる。
- ・ (継承の場合) 法務局において所有権移転登記申請書(住民票が添付されている)の閲覧・転記(7~10分) 月X回、1回X日など計画的に実施される。アナログ作業で負担が高い。
 - ー(税率減の申告の場合) 住民票の取得又は(条例で住基ネットが利用できる都道府県は)住基ネットで居住要件を確認 (7分)
- ・ (原始取得の場合) 市町村からの「固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格通知」をトリガに課税資料作成ーシステム突合できないデータを、職員が1件1件システムで検索、突合し、必要に応じて調査する。(2分~7分)
※調定後にシステムによる名寄せ処理があり、システムへの入力を行なわれている。
- ・ 承継については、住民票を確認しており、特定が困難なケースは、ほとんどない。
※登記所(法務省)から市町村に送付される「登記済通知書」のコピーを取得し、保有している都道府県もある。

自動車二税

- ・ 申告書をトリガに課税管理システムのデータ整備を行っている。
- ・ 名義変更、廃車の場合は、自動車の登録ナンバーを検索のキーとして利用している。突合できないケースはない。
- ・ 新規取得についても、LASDECの「分配情報」を活用しているので、特定が困難なケースはほとんど発生しない。
ただし、法人について、1の法人に複数の宛名番号が割り振られていた場合や、データ登録間違いに起因し新規のデータが複数あるケースなどで、運輸支局への問合せなど確認の手間が発生する場合がある。
- ・ 自動車税の定期課税は数十万~数百万件/県であり、納税通知書用の個々の氏名(名称)、住所(所在地)の作成や大口分等の仕分けに作業時間を要している。
- ・ 納付書の不着返戻(全体の1%程度)があれば、住所、所在地の調査等を行なう。
- ・ 個人であれば、住民票(除票含む)や戸籍附票の取得(10分)、法人であれば登記事項証明書の取得、現地調査など(条例で住基ネットが利用できる都道府県は、都道府県内の者については、住基ネットで住所の確認を行なう。
なお、相続、死亡などの確認で、住民票除票の取得も必要となっている。)

(注) 作業時間は、いずれも1件あたりの処理にかかる時間。(定性的な回答)

3 他の行政機関との照会に係る作業

(1) 他の行政機関との税情報照会

- 他の行政機関への照会は、
(市町村、税務署) 課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)が多い。
その中で、所得情報、生活保護受給情報についても、照会がなされる。
(市町村) 自動車税の減免判定で、障害者手帳情報の照会がなされている。ただし、電話でなされている(3分)。
疑義がある場合は、住民票を市町村から取得する場合がある。
- 他の行政機関からの照会は、
(市町村、税務署) 課税状況の照会(滞納整理に係る照会を含む)が多い。
その他、定例的に、(管区国税局、他県) 自動車税課税データ、(税務署) 不動産課税評価額(紙ベース)、(市町村)法人データがある。

4 法人特定作業

(1) 申告書等の処理における法人特定作業

法人設立(変更)等の申告(届出)

- ①申告(届出)と添付書類(登記事項証明書や定款など)の受理・確認 (5分)
- ②システムへの登録 (5分)
※変更届が提出されない場合には、法務局で登記事項証明書を取得して内容を確認 (10分)
- ③管区国税局から入手した法人税データ等との突合
※法人名、税務署が管理する整理番号をキーとした突合
- ④是認更正等処理 (10分)
- ⑤法人情報登録(変更)処理

- 法人特定が困難な割合は、5%
※宛名番号の申告書記入漏れや記入誤りなどのケース

(注) 作業時間は、いずれも1件あたりの処理にかかる時間。(定性的な回答)